

令和 8 年度 事業計画

【A：基本方針】

我が国では、人口の減少や少子高齢化が進展し、労働力人口の減少をはじめとする様々な課題が顕在化しています。このような中、人手不足分野の支援や地域社会の担い手として、シルバー人材センターへの期待は、ますます高まっております。

こうした状況の下、会員数に目を向けると、全国のシルバー人材センター会員数は、平成 21 年度の約 79 万人をピークに減少が続いており、令和 5 年度には約 67 万人となっております。定年延長や再雇用制度の普及により就業形態が変化する中、全国的にも会員数の減少に歯止めがかかっていないことから、会員の確保・拡大が重要な課題となっております。

また、令和 6 年 11 月に施行された「特定受託事業所に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス新法」という。）」への対応として、当センターでは令和 7 年 4 月より包括契約に移行しております。今後は、インボイス制度への対応も含め安定した財政基盤の確立に向けて、事務費率についても検討を進めてまいります。

（※包括契約：センターが受託した業務を会員に再委託する従来の契約方式から、発注者である民間事業者等と会員が直接契約を行い、センターは発注者と会員の間で調整事務を行う契約方式。）

あわせて、会員の高年齢化や重篤事故の発生状況を踏まえ、「安全はすべてに優先する」という基本理念を改めて徹底し、会員一人ひとりの安全意識の向上を図ることが重要です。

今後も「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、会員・発注者双方にとって魅力あるシルバー人材センターとなるよう、役職員及び会員が一体となって各種事業を推進してまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【B：事業計画】

1：会員の増強

会員の増強については、再雇用制度の普及や定年制延長の影響により厳しい状況ではございますが、一人でも多くの方に入会いただけるよう、さまざまな方法でセンターの周知を図ることでこれまで以上に会員の確保・拡大に努めます。なお、令和8年度の目標会員数は2,200人とします。

- ①入会説明会を毎月2回程度、年24回程度開催します。
- ②センター事業をPRするためのチラシを新聞折込みで配布し、出張説明会を実施します。また、女性を対象とした入会説明会や休日出張説明会も実施します。
- ③多くの市民が集う朝霞市の「彩夏祭」、志木市の「市民まつり」、和光市の「ゆめあい和光まつり」等のイベントでセンター事業のPRに努めます。
- ④会員自らの力で会員増強や仕事募集につなげる目的で、会員による紹介キャンペーンを実施します。
- ⑤センター事業PRのため、PR効果の高い朝霞市・志木市・和光市の広報紙への記事掲載を実施します。
- ⑥デジタルサイネージ等を活用し、センター事業PRを行うことで認知度向上と会員増強に努めます。
- ⑦郵便局にオリジナル封筒広告の設置を行い、センター事業PRを行うことで認知度向上に努めます。

2：就業の場の確保

会員の増強と就業機会の確保は、相互に密接な関係にあることから、派遣事業の推進や高年齢であっても活躍できる就業機会を確保することが重要です。

請負・委任の目標契約金額を11億2千万円、派遣事業の目標契約金額を8,200万円とし、就業開拓専門員による企業等へのPRや営業訪問等に取り組み、新規開拓・既存就業先の拡大を行うほか、ネット受注システムの活用により発注者の利便性向上にも努めてまいります。

さらに、受注した業務に関する情報については、電話及び会員専用サイト「Smile to Smile」を活用して提供・調整を行うとともに、会員の

希望や適性に応じた就業機会を提供するため、ローテーション就業やワークシェアリングの推進に取り組みます。

3：安全・適正就業の推進

事故の防止は、会員一人ひとりが意識して心掛けないと効果が期待できないため、会員への継続的な啓発が非常に重要となります。このため、『安全就業ハンドブック』の配布をはじめ、自転車の安全運転や熱中症予防等について周知を図り、「安全はすべてに優先する」という理念のもと、就業中の事故「ゼロ」を目指します。

また、就業の適正化については、関係法令を遵守するとともに、契約書の適正な取り交わしや仕様書の見直し、就業手順書の整備等に努めます。

（１）安全就業の推進

- ①安全委員会による就業場所巡回を年３回実施し、必要に応じて指導・助言を行います。
- ②各市の安全委員と担当職員で就業場所を不定期にパトロールします。
- ③安全委員会で「安全就業だより」を発行・配布し、安全関連記事・事故事例の掲載を行うことで注意喚起を行います。
- ④安全・適正就業強化月間（７月）にあわせ、チラシ配布等で安全就業について全会員に周知するとともに、強化月間である７月の傷害事故・賠償事故の事故件数「ゼロ」を目指します。
- ⑤朝霞警察署等関係機関と連携をとり、自転車安全運転講習会を開催します。
- ⑥賠償事故の多くは草刈機での作業中の飛石事故であるため、草刈機作業時には飛散防止ネットの使用を会員に義務付けます。
- ⑦植木関連などの高所作業については安全就業の徹底を図ります。
- ⑧自転車利用者に対して、走行中のヘルメット着用と自転車保険への加入を推奨します。

（２）適正就業の推進

- ①請負や委任になじまない業務については、発注者と交渉し、シルバー派遣事業への切り替えを交渉してまいります。
- ②請負契約では、契約書・仕様書・手順書の整備に取り組み、就

業の適正化を推進します。

- ③会員の希望や適性に応じて公平な就業機会を提供することができるよう「就業の基準に関する要綱」に基づき、ローテーション就業の推進に努めます。

4：運営体制の強化・充実

会員の自主的な活動を推進するとともに、さまざまな環境の変化に的確に対応し、魅力ある組織の構築を目指して、運営体制の強化・充実に努めてまいります。

- ①多くの会員がセンターからの就業情報等をスマートフォンやパソコンから取得することができるよう、会員専用サイト「Smile to Smile」の登録手続きを推進し、年度末での目標登録率を50%とします。
- ②会員有志による親睦会活動が従来以上に発展するよう必要に応じて情報提供や助言等を行います。
- ③正会員の年会費額や事務費率についても調査し、必要に応じて改正します。
- ④適切な会計処理を行うため税理士の助言等がいただけるよう委託契約を交わします。

5：研修等

知識および技能の向上・習得を図るため、会員を対象とした各種講習会を開催します。

- ①後継者養成を図るため植木剪定講習等を実施します。
- ②発注者や地域社会から一層の信頼を得られるよう、また、トラブル・クレームなどの再発防止のため、就業上の心構えや接遇・ハラスメントに関する接遇研修を実施します。
- ③就業時の緊急対応を円滑に行うため、施設管理就業会員を中心に消防訓練及び普通救命講習（AED）を実施します。
- ④後継者が不足している植木剪定や除草等の職群案内会を開催します。

6：就業環境の変化への対応と財政基盤の確立

- (1) 会員専用サイト「Smile to Smile」の活用による事務の効率化を図ります。
- (2) フリーランス新法の施行による包括契約に係る契約事務の確立と効率化に努めます。
- (3) 新事務所移転後は、朝霞市への土地使用料や駐車場使用料等の経費が新たに発生することから、安定した財政基盤の確立のため、自主財源の確保に努めます。